

## 環境影響評価（環境アセスメント）の条例対象事業の追加について （太陽光発電所の追加）

### 1 環境アセスメントについて

環境アセスメントとは、大規模な開発事業を実施するに当たり、環境への影響を事業者自らが事前に調査・予測し、行政や一般県民等の意見も踏まえながら、対策を講じていくことで、重大な環境影響を未然に防止する制度。

### 2 アセス条例の基本的な考え方

- (1) 環境影響評価法（アセス法）では、地域の実情に応じた環境影響評価条例（アセス条例）を定めることができるとされている。
- (2) 本県は、恵まれた自然環境を積極的に保全するため、アセス法の対象事業より小規模な事業等についてもアセス条例の対象事業としている。

### 3 アセス法とアセス条例の対象事業

別紙のとおり。

### 4 太陽光発電所の対象事業化について

- (1) 土砂流出や反射光、景観への影響などの問題が全国的に発生していることから、アセス法では、令和2年4月から、大規模な太陽光発電所（法律の用語では「太陽電池発電所」）が対象事業に追加された。
- (2) 本県においても、以下のとおり、太陽光発電所をアセス条例の対象事業に追加する。

事業の種類：「太陽電池発電所」

規模要件：「施行区域面積35ヘクタール以上」

### 5 現行との変更点

- (1) 現行では、太陽光発電所は、50ヘクタール以上で土地の造成を伴う場合に、「その他の土地造成事業」として、アセス条例による環境アセスメントの対象としている。
- (2) 今回、太陽光発電所を独立してアセス条例の対象事業に追加することで、35ヘクタール以上の案件は、土地の造成を伴わない場合も環境アセスメントが必要となる。

### 6 今後の予定

2月17日まで	パブリック・コメント実施中
3月下旬	アセス条例施行規則の改正・公布
10月1日	改正規則の施行

○環境影響評価の対象事業

【環境影響評価法の対象事業】

対象事業の種類	法対象事業の規模要件	
	第1種事業	第2種事業
道路	高速自動車国道	すべて
	一般国道	4車線以上かつ長さ10km以上
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上
	その他の道路	
河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上
	湖沼水位調節施設	湛水面積75~100ha
	放水路	湛水面積75~100ha
鉄道	新幹線鉄道	すべて
	普通鉄道、軌道	長さ10km以上
飛行場	滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875~2,500m
発電所	水力発電所	出力3万kw以上
	火力発電所	出力15万kw以上
	地熱発電所	出力1万kw以上
	原子力発電所	すべて
	風力発電所	出力1万kw以上
	太陽電池発電所(令和2年4月1日~)	出力4万kw以上
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上
	ごみ焼却施設	埋立面積25~30ha
	し尿処理施設	
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積50ha超
	土地改良事業	埋立面積40~50ha
土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75~100ha
新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75~100ha
新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75~100ha
流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha
工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha
住宅団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha
農用地造成		
工場・事業場建設(製造業、ガス製造・供給業、熱供給業)		
レクリエーション施設	用地造成	
	ゴルフ場	
養豚場		
土石・砂利採取		
上記以外の土地造成事業		
港湾計画	埋立・掘込み面積合計300ha以上	

【宮崎県の条例の対象事業】

条例対象事業の規模要件
4車線以上かつ長さ5km以上
2車線以上かつ長さ10km以上
4車線以上かつ長さ5km以上
湛水面積50ha以上
長さ5km以上
滑走路の長さ1,250m以上
出力1.5万kw以上
出力7.5万kw以上
出力5,000kw以上
出力5,000kw以上
面積35ha以上(案)
埋立面積15ha以上
処理能力100t/日以上
処理能力100kl/日以上
埋立面積25ha以上
埋立面積25ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積250ha以上
最大排出ガス量10万m <sup>3</sup> /時以上又は、平均排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上
面積50ha以上
18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上
豚房面積7,500m <sup>2</sup> 以上又は、増設後の総豚房面積15,000m <sup>2</sup> 以上
面積50ha以上
面積50ha以上
埋立・掘込み面積合計150ha以上

○ 検討案

○ 現行の規定  
 ※太陽電池発電所を含む、大型商業施設などの大規模な土地造成事業